

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

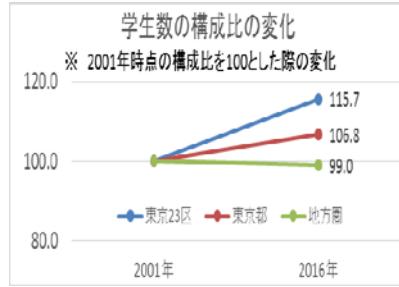
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金を交付。

(※)内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルトによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。

(参考: 2016年の東京圏への転入超過数は約12万人)

地域再生法の一部を改正する法律

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。

法案の概要

1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

【改正内容】

○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加

<法改正以外の課税の特例の拡充内容>

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

3. 商店街活性化促進事業の創設

○市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援【第17条の13、第17条の15、第17条の16】

○計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】

(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

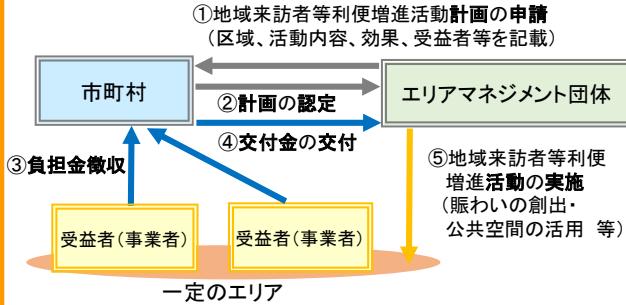
⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

2. 地域再生エアマネジメント負担金制度の創設

○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設
※BID…Business Improvement District

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件

【制度のイメージ図】(第17条の7~第17条の9)



【エアマネジメント活動の例】

(第5条第4項第6号)



イベントの開催

○地域の賑わいの創出に寄与する施設(自転車駐輪施設、観光案内所等)を都市公園の占用許可対象に追加【第17条の10】

⇒フリーライダーの発生を防ぎ、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエアマネジメント活動を促進

4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保